

第19号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年2月5日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「から第十三号まで」を削り、同項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同条第五項中「、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十二年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第八号 第一条～第四条（略） （欠勤等日数） 第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日とし、第十号に掲げる期間にあっては三分の一日とする。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日と	○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第八号 第一条～第四条（略） （欠勤等日数） 第五条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年文京区条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第五条及び第六条の規定による週休日、勤務時間条例第十二条及び第十三条の規定による休日並びに勤務時間条例第十四条第一項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日とし、<u>第十号から第十三号まで</u>に掲げる期間にあっては三分の一日とする。）として換算した日数（一日（第一号から第三号まで及び第六号から第九号までに掲げる期間にあっては二分の一日と

し、第十号に掲げる期間にあっては三分の一日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

一～十 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

十一 (略)

十二 (略)

2～4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は修学部分休業により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

ては二分の一日とし、第十号から第十三号までに掲げる期間にあっては三分の一日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

一～十 (略)

十一 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十三 勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。)により勤務しない期間

十四 (略)

十五 (略)

2～4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(欠勤等日数の算定の特例)

第六条～第十五条（略）

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(欠勤等日数の算定の特例)

第六条～第十五条（略）

付 則